

道路使用許可期間の基準

	道路使用の分類	期間の基準
1 号	(仮設道路設置等の長期間にわたる) 大規模工事 移動入浴車による入浴作業 等	6 か月以内
	道路の新設工事、維持作業 (軌道、地下道工事を含む)、 管路の埋設工事、保守管理工事、 架空線作業 (維持補修を含む)、マンホール作業 (維持補修を含む) 等	3 か月以内
	測量・調査作業、クレーン作業、生コン打設、採血、検診、 ゴンドラ作業、搬出入作業 等	1 か月以内
2 号	石碑、電柱、ポスト、足場、仮囲い等定着物工作物設置、 立て看板設置、標旗、標灯又は装飾灯の類の設置、 舞台、やぐらの設置 等	道路管理者の 占用許可と 同一の期間
3 号	露店、屋台店、商品の陳列台 等	1 か月以内
4 号	祭礼行事 等	祭礼の期間
	みこしの移動、ロケーション、路上競技、路上訓練、 人寄せ行為、看板・楽器を用いての広報宣伝、 パレード、デモ、停止街宣、募金、署名、チラシ配布 等	7 日以内
	車両街宣、車両広報 等	1 か月以内
	車両装飾	3 か月以内
	ロボットの移動を伴う実証実験、搭乗型移動支援ロボットの実証実験、 自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験	6 か月以内